

横浜市障害者就労支援センター ご利用案内

横浜市内には、「横浜市障害者就労支援センター(以下、センター)」が 9 か所(裏面)あります。障害種別や居住地を問わず、どこでも相談先を選んでいただくことができます。

※ 9 カ所のうち、横浜市精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」は、精神障害のある人が対象です。

【対象者】

- 就労を希望する人や就労中の人からのご相談を、お受けします。本人だけでなく、家族や事業所、企業等からのご相談もお受けできます。利用料はかかりません。
- 原則、横浜市内在住の障害児・者が対象です。
- 障害種別(知的・身体・精神等)は問いません。障害者手帳がない人(自立支援医療証を持っている人等)も、相談できます。

【利用・登録について】

- 市内どのセンターでも相談できますが、複数のセンターに同時登録することはできません。他センターに登録している場合は、お申し出ください。
- 原則、ご相談はセンター内で対面にて行います。ただし、障害のご状況により対面でのやりとりが困難な場合や、簡易な問い合わせ、確認等については、電話やFAX、メール等でも可能です。
- 生活や仕事の状況、家族構成など、支援に必要な情報をお聞きます。また、支援に必要な場合は、利用者同意の上、関係機関や関係者(会社や主治医、家族、通所先等)に話しを聞くことがあります。
- 関係機関と協力しながら、就労に向けた支援を行います。
- 病状確認や実習、就労の際に、主治医の意見書が必要となる場合があります。
- センターでは、アセスメントをもとに、企業等への就労に限定せず、その方にとって適切な方向性を一緒に考えます。就労条件についてはご希望として伺いますが、必ずしも希望通りになるとは限りません。
- センターでは、就職先の斡旋は行えません。
- 就労者の場合、就労現場の確認や会社担当者との面談等、必要に応じて勤務先に伺います。就労移行・定着支援事業所とは、面談頻度や勤務先訪問の頻度等、支援内容が異なります。

【登録解除について】

下記に該当する場合は、登録解除となります。(解除後も、再相談は可能です。)

- 登録者等から解除の意思表示があった場合、または登録者が死亡した場合
- 他のセンターに登録する場合
- 横浜市外に転居された場合(ご希望により、転居先の相談機関をご紹介します)
- 就労系障害福祉サービス事業所(就労移行支援事業所、就労継続支援 A・B 型事業所等)への通所決定後、安定して通所できており、事業所への引継ぎ等が終了した場合
- 登録者と 1 年以上連絡が取れない場合や、1 年以上支援実績がない場合
- センター職員や他利用者に対し、迷惑行為及び危害を及ぼす恐れのある場合(暴言、暴力、恐喝、飲酒、薬物乱用等)
- センター職員や他利用者に対し、宗教活動や政治活動を行った場合

【その他】

- センターから得た情報、書面、写真等の媒体を、SNS 等に掲載・転用しないでください。
- センター及び職員に対する謝礼や贈答品は、固くお断りします。

【横浜市障害者就労支援センター】

横浜東部就労支援センター	神奈川区神奈川 2-14-17 加瀬ビル 3 階 301	TEL:045-450-5181 FAX:045-450-5185
横浜南部就労支援センター	磯子区新杉田町 8-8 ハマシップモール4階	TEL:045-775-1566 FAX:045-349-3740
横浜北部就労支援センター	緑区中山 1 丁目 6-1 ミヨシズ・シードビル 405 号	TEL:045-937-3384 FAX:045-937-2778
横浜西部就労支援センター	旭区柏町 36-15 柏ハーモニビル 202	TEL:045-390-3119 FAX:045-390-3129
横浜戸塚就労支援センター ※横浜市障害者就業・生活支援センター「スタート」併設	戸塚区戸塚町 4111 吉原ビル2階	TEL:045-869-2323 FAX:045-865-3172
横浜中部就労支援センター	西区平沼 1-38-3 横浜エム・エスビル4階	TEL:045-350-2044 FAX:045-350-2644
横浜上大岡就労支援センター	港南区上大岡西 1-19-20 ワットビル 104	TEL:045-844-4402 FAX:045-844-4403
横浜日吉就労支援センター	港北区箕輪町 2-2-2 ケイケイビル2階	TEL:045-560-1801 FAX:045-560-1808
横浜市精神障害者就労支援センター 「ぱーとなー」	港北区烏山町 1735 横浜市総合保健医療センター1 階	TEL:045-475-0142 FAX:045-475-0106